

注意事項

本注意事項は、綾瀬市が公告又は指名する工事に係る競争入札において、過去に通知した内容を統合したものです。制度等が変更となった場合、本注意事項の内容が随時追加・削除されますので、入札に参加する場合は、必ずお読みください。

○落札制限について（土木一式及び舗装のみ）

平成31年4月11日以降に公告する工事に係る競争入札について、次のとおり落札制限を実施します。

対象業種	土木一式及び舗装
対象案件	対象業種が同日開札で複数あった場合のくじ対象となった案件
落札制限 内容	落札者となった者は、落札以降の同日開札のくじ対象となった案件について、くじ対象者（落札候補者）であっても技術者の配置の有無に関わらず、札を無効とする。 また、無効としたことにより次回以降のくじ対象者全てが無効となるときは、無効とせず、技術者の配置ができる範囲において、くじ対象者全員でくじを実施し、落札者を決定する。 なお、無効とせずくじを実施し、落札者となった者は、同日開札の次回以降のくじ対象者（落札候補者）であっても、技術者の配置の有無に関わらず、札を無効とする。 以降も同様とする。

※注意1 対象業種である土木一式及び舗装を同業種とみなし、土木一式で落札者となった者は、落札以降の同日開札のくじ対象者となった土木一式及び舗装の案件について、札を無効とする。また、舗装で落札者となった場合も同様とする。

※注意2 開札の結果くじ対象とならず落札者となった者は、落札以降の同日開札のくじ対象となった案件について札を無効とする。また、開札の結果くじ対象とならなかった案件については、落札制限の対象としない。

○入札金額内訳書に記載すべき内訳の追加について

令和8年4月1日以降に公告する工事に係る競争入札について、入札金額内訳書に記載すべき内訳を追加します。記載内容は次のとおりとします。

なお、案件によっては、別の内訳の記載を求める場合がありますので、詳しくは個別の入札公告等を確認してください。

①材料費…主要な材料費について計上します。

②労務費…積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上します。

③法定福利費の事業主負担額…現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ど

も・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額を計上します。

④建退共制度の掛金…建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額を記載します。建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載します。

⑤安全衛生経費…労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上します。関連する費目は多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっているため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載します。

※材料費、労務費、建退共制度の掛金、安全衛生経費について、全てを計上できない場合は、「算出不能」や「計上不可」、一部のみ計上できない場合は「〇〇円（一部のみ計上）」等その旨が分かること記載してください。（法定福利費は対象外。）

※各内訳の記載が無い場合、入札を「無効」とする場合がありますので、ご注意ください。（ただし、当面の間は、暫定的に無効としないこととします。）

※疑義申立期間終了後、落札候補者となった者の入札金額内訳書に記載されている労務費が一定水準以上となっているか確認します。一定水準に満たない場合は、その理由を記載した理由書を提出していただきます。

※綾瀬市ホームページにも同様の案内を掲載していますので下記URLからご確認ください。

https://www.city.ayase.kanagawa.jp/soshiki/kanzaikeiyakuka/keiyakukensatan/to/nyusatsu_keiyaku/2/24013.html

○工事一般競争入札に係る技術者等の配置について

綾瀬市では、一般競争入札で発注する工事案件について、配置可能技術者数が入札案件よりも少ない場合であっても、それぞれの入札に参加できる措置を実施しています。

配置可能技術者の提出について開札後落札候補者となった時点での提出とし、同日開札の他の案件と重複して配置予定することを可能としています。なお、落札決定し技術者の配置が決まった時は、その後の開札予定の重複配置案件に提出した入札書は無効となります。（法令等に定める技術者等配置義務を緩和するものではありませんので、ご注意ください。）

1 対象工事

開札日が同日で同業種の案件

2 配置技術者調書の提出方法

案件ごとに工事概要書に記載された方法によります。

3 配置予定技術者の決定

開札順に落札候補者及び配置技術者を決定します。

なお、同一人で複数の工事に配置技術者調書を提出している場合については、当該技術者等の配置が決定した後の同技術者等配置予定案件に係る入札は無効とします。また、原則として調書提出後の配置技術者等の変更は認めませんので、提出にあたっては十分に注意してください。

4 その他

開札の結果によっては、配置技術者等の兼任が予想される場合（国、都道府県、市町村又は独立行政法人等が発注した工事で、かつ法令等により兼任が認められる場合に限る。）には、配置技術者調書の提出に併せて、「現場代理人兼任届」、「主任（監理）技術者兼任届」、「監理技術者補佐届出」、「営業所技術者等兼任届」のうち該当するものを提出してください。